

第二次稲城市自殺対策計画

(概要版)

～誰も自殺に追い込まれることのない

稲城市の実現を目指して～



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市

令和6年3月

稲城市



「第二次稲城市自殺対策計画」とは・・・

稲城市では、令和2年3月に「稲城市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない稲城市の実現を目指して～」を策定し、関係機関や関係団体と連携を図りながら対策を進めてまいりました。

今回策定した「第二次稲城市自殺対策計画」では、国において、令和4年10月に見直された「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえ、コロナ禍で顕在化した課題等を分析し、かつこれまでの計画を継承しながら、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、稲城市の自殺対策を推進してまいります。

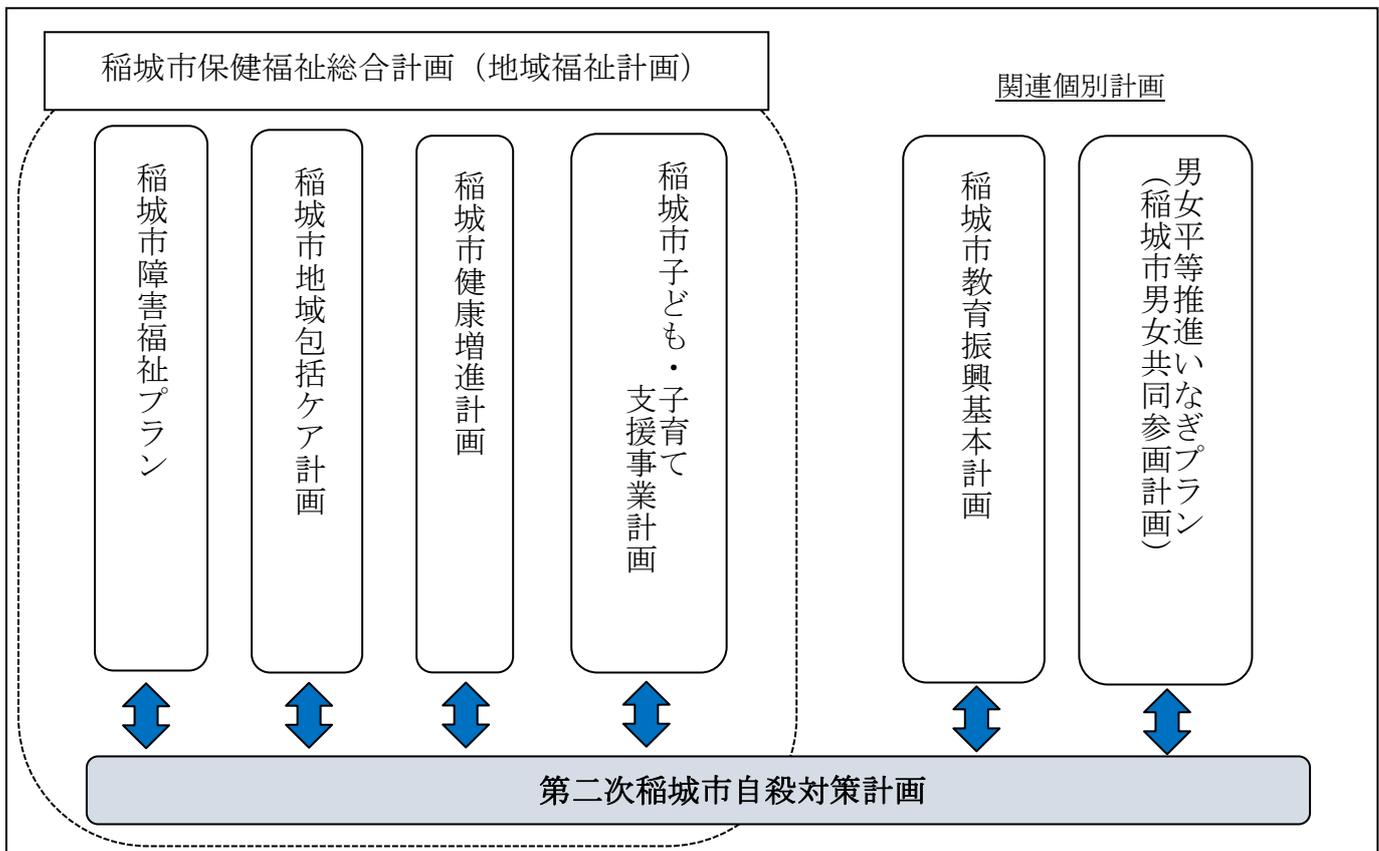
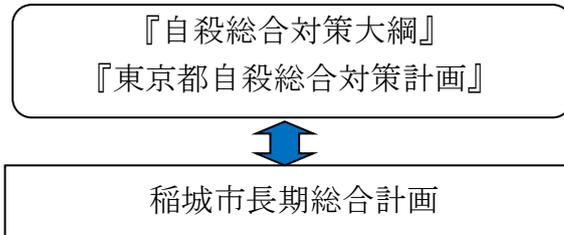


「計画の位置づけ」

本計画は、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、稲城市の最上位計画である「稲城市長期総合計画」に即した、保健福祉に関する総合的な計画「稲城市保健福祉総合計画」等、自殺対策に関わりうる様々な計画との整合性を図りながら策定します。

自殺対策に関する国・都の計画





計画の推進に向けて

本市では、行政をはじめ、関係機関との連携・協働のもと、生きることの包括的な支援により、自殺対策を総合的に推進してまいります。

また、有識者で組織する「稲城市地域保健協議会」では、本計画の進捗状況や進捗管理を行い、各関係機関・関係団体との連携に努めていきます。

【稲城市】

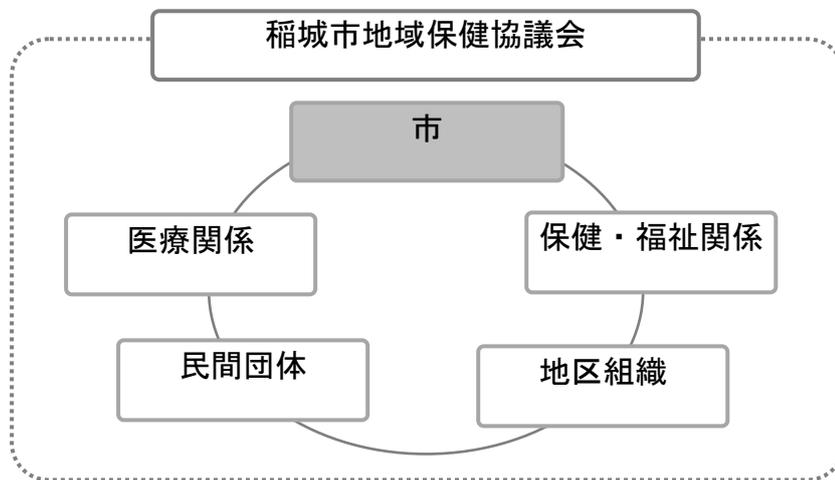
- ・本計画の周知及び進捗管理（稲城市地域保健協議会）を行います。
- ・各関係機関・関係団体との連携に努めていきます。
- ・市民からの各種相談や、各種事業の実施、関連情報の発信など、基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない稲城市の実現を目指して」の実現へ向けて、普及啓発に取り組めます。

【市民】

- ・行政や関係機関が実施する事業の情報を正しく理解するとともに、それらを積極的に活用します。
- ・自殺の状況・自殺対策の重要性に対して理解・関心を深め、自殺に対する正しい認識を持ち、自分自身や周りの人の心の不調に気づき、適切に対応することが出来るようにするなど、自殺予防に努めます。

【関係団体】

- ・専門性を活かし、環境整備や事業実施に努めます。
- ・自殺対策に関連する正しい知識や良質な事業を提供します。



計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。



計画の数値目標

国は、平成 29 年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、令和8年度までに自殺死亡률을平成 27 年度と比べて 30%以上減少させることを数値目標に定め、その目標値は、令和4年 10 月に閣議決定された新たな国の大綱においても、引き続き、同様の数値目標を設定することとなりました。本市においても、本計画を総合的に評価する際の目標値は、国の定める自殺総合対策大綱に従い、平成 27 年の自殺死亡률을基準値とし、令和8年までに 30%以上減少させることとします。

自殺死亡률とは、稲城市の人口を 10 万人とした場合の自殺者数を算出したものです。

	基準値	中間目標値 (国・都数値目標最終年)	目標値 (市計画最終年)
	平成 27 年	令和 8 年	令和 11 年
自殺死亡률	20.8	14.5 以下	12.8 以下

基準値

目標値

- ◆国の掲げる自殺死亡률 平成 27 年 18.5 ⇒ 令和8年 13.0 以下
- ◆都の掲げる自殺死亡률 平成 27 年 17.4 ⇒ 令和8年 12.2 以下

第二次稲城市自殺対策計画は令和 11 年度までであることから、本計画最終年の令和 11 年までの自殺死亡률の目標値を設定することとします。国、都が 11 年間で 30%以上の減少としており、稲城市においても令和8年までの 11 年間で 30%以上の減少を目指すものとします。このことから、1年あたり 2.7%の減少を目標とし、本計画最終年の令和 11 年の目標値を 12.8 以下とします。

令和4年の稲城市の自殺死亡률은 12.9 で、本計画策定時においては、国の目標値を達成しているものの、都、市の目標値は達成していない状況です。自殺死亡률을減少するため、基本理念を市全体で共有し、引き続き自殺死亡률の減少を目指します。

※自殺死亡률とは国、都、市等、1つの枠組みの人口を 10 万人とした場合の自殺者数です。
(例)5万人の都市の自殺者数が 10 人の場合、人口 10 万人対自殺死亡률은 20 となる。



計画の体系

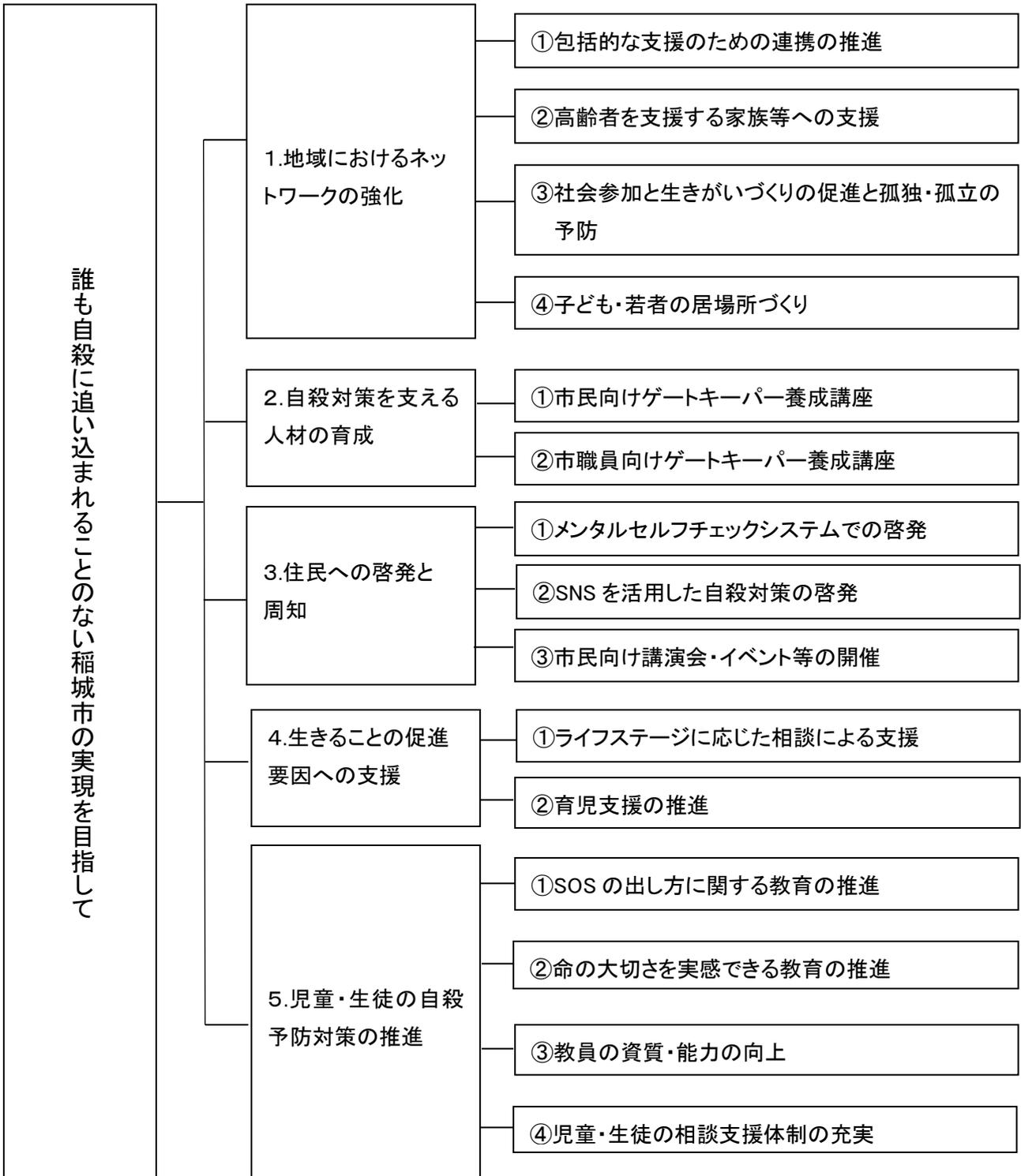
1 体系

基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない稲城市の実現を目指して」を実現するため、以下の基本施策を定め、自殺対策を推進します。

基本理念

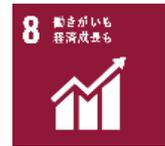
基本施策

取り組み





施策の展開と取り組み



地域におけるネットワークの強化

(1) 包括的な支援のための連携の推進

- ・高齢福祉課では、高齢者の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントなど、高齢者の在宅での生活支援の推進を行います。また、高齢者見守りネットワーク事業の推進を行います。
- ・生活福祉課では、複合的な課題などに対して、分野を超えた支援関係機関と連携し、包括的な支援体制を整備する多機関協働連携事業の推進を行います。

(2) 高齢者を支援する家族等への支援

- ・高齢福祉課では、認知症家族会の開催により、介護者同士の交流を図るとともに、介護する家族等の健康相談や疾病予防に資するよう支援します。

(3) 社会参加と生きがいの促進と孤独・孤立の予防

- ・高齢福祉課では、高齢者のみどりクラブへの加入促進に努めるとともに、訪問による見守り活動（友愛活動）、生きがいを高める活動、健康を増進する活動などの支援に取り組むほか、介護支援ボランティア制度の推進、ひとり暮らし高齢者ふれあい電話事業の推進等を実施します。
- ・生活福祉課では、参加支援事業にて、社会参加に向けた支援が必要な人を支援、地域づくり事業を通じて市民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、社会的孤立の発生や深刻化の予防を推進します。

(4) 子ども・若者の居場所づくり

- ・児童青少年課では、中高生の居場所づくりを目的に、スポーツや文化の様々な活動を行っています。

空間的な居場所と同時に、大人とのふれあいができる精神的な居場所として、中高生の不安や悩みの相談などの支援に取り組みます。

自殺対策を支える人材の育成



(1) 市民向けゲートキーパー養成講座

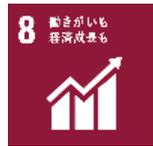
- ・家族や地域、学校や職場などで、「気づき」「声かけ」「話を聴き」「つなげる」ための支え手（ゲートキーパー）となるための人材育成に取り組みます。

(2) 市職員向けゲートキーパー養成講座

- ・全ての職員が、地域の自殺実態を踏まえ、稲城市自殺対策計画の基本理念や基本方針について認識を共有します。

また、自殺の背景には経済的な問題などが潜んでいる場合があり、例えば納税の相談者には、そうした問題を抱え、自殺リスクを背負っている人がいる可能性があります。滞納者に限らず市役所に訪れる方が自殺リスクを背負っている状況にあるかもしれないとの視点を持てるよう、自殺対策について認識の共有に努めるとともに、相談窓口等においてゲートキーパーとなるための人材育成に取り組みます。

住民への啓発と周知



(1)メンタルセルフチェックシステムでの啓発

- ・健康課では、自己や身近な人のこころの状態をパソコンや携帯電話を利用して気軽に知ることができる環境を作り、悩み事を相談できる窓口の存在を周知啓発します。
- ※メンタルセルフチェックシステム「こころの体温計」を実施。

こころの体温計 **ためしてみませんか?**

▼ パソコンはこちらから <https://fishbowlindex.jp/inagi/> 携帯・スマホはこちらから

QRコード

♡ こころの体温計 (本人モード)
ストレス度・落ち込み度が分かります。

猫 社会的なストレス

水槽のヒビ 住環境のストレス

黒金魚 対人関係のストレス

赤金魚 自分自身のストレス

水の透明度 落ち込み度

石 その他のストレス

本人モード 結果画面 (例)

♡ 家族モード
あなたの大切な方の心の健康状態が分かります。

♡ 赤ちゃんママモード
産後の不安な心の健康状態が分かります。

♡ アルコールチェックモード
飲酒が心にどのような影響を与えているのが分かります。

♡ ストレス対処タイプテスト
あなたのストレス解消法はどのタイプ?

♡ いじめのサイン「守ってあげたい」

♡ 自死家族ケアモード

(2) SNS を活用した自殺対策の啓発

- ・健康課では、自殺対策に関する情報を若者から働き世代等へ SNS 等を有効活用して周知啓発します。

(3) 市民向け講演会・イベント等の開催

- ・健康課では、こころの健康づくりについて広く市民が関心を持てるよう、うつ病予防に関する講演会を開催するなどの普及啓発に取り組むほか、東京都自殺対策強化月間キャンペーンの周知や商工会会員への啓発等を行います。

生きることの促進要因への支援



(1) ライフステージに応じた相談による支援

- ・生活福祉課では、福祉の総合相談窓口を設置し、複合的な課題がある相談などの受け止めを行います。関係機関と連携を図りながら、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進します。また、生活困窮者への相談による支援も行います。
- ・子ども家庭支援センター課では、概ね 18 歳未満の子どもを育てる家庭が抱える課題・問題に関して、相談員による総合的な相談を実施します。
- ・おやこ包括支援センター課では、すべての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように伴走型支援を推進します。また、子育ておやこの交流・子育て相談の推進も行います。
- ・子育て支援課では、保育施設で保育・育児の相談やひとり親家庭や支援を要する女性等が抱える経済上の悩み、子育ての悩み、就職の悩み等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行うことにより、ひとり親家庭や支援を要する女性等の生活の安定と自立が図られるよう推進します。また、ひとり親家庭カウンセリング相談の推進を行います。
- ・市民協働課では、「いなぎ女性の悩み相談」を設け、推進総合的な窓口として、問題解決への助言、情報提供等を行います。また、関係機関の連携強化などを通して問題解決の支援を推進するほか、消費生活相談の推進、市民くらしの相談（法律相談、人権・身の上相談）の推進も行います。
- ・障害福祉課では、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等の自立促進と生活の安定が図られるよう推進を行います。
- ・保険年金課では、年金・国民健康保険・後期高齢者医療に関する制度においては、往々にして生活の変化に応じて手続きがなされます。窓口での相談内容から、生活上の困難を抱えている懸念がある場合等、必要に応じて関係部署へ繋げる等の支援の推進を行います。

(2) 育児支援の推進

- ・おやこ包括支援センター課では、産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児の支援の推進を行います。
- ・子ども家庭支援センター課では、1歳6か月から小学校6年生までの子どもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭での養育が困難な時に、市が委託する施設において宿泊を伴いながら最大6泊7日までの期間で子どもを養育する事業の推進を行います。
- ・子育て支援課では、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、家事・送迎・見守り等の援助を行うことにより、ひとり親家庭の自立と生活の安定が図られるよう推進を行います。

児童・生徒の自殺予防対策の推進



(1) SOSの出し方に関する教育の推進

・指導課では、子どもが、ストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすることを目的とした「SOSの出し方に関する教育」の推進を行います。

(2) 命の大切さを実感できる教育の推進

・指導課では、道徳教育や人権教育の実施など、学校の教育活動全体を通じて、子どもが命の大切さを実感できる教育の推進を行います。

(3) 教員の資質・能力の向上

・指導課では、自殺対策やいじめの防止、児童虐待の防止など、子どもの人権に関する教員研修を実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。

(4) 児童・生徒の相談による支援体制の充実

・指導課では、市ホームページに教育相談室の案内を掲載するとともに、児童・生徒に貸与しているタブレット端末のトップ画面に、教育相談室をはじめとする複数の相談窓口一覧のアイコンを掲載するなどして周知を行います。また、年度当初や長期休業日前の時期を捉え、学級活動等の時間を活用して、多様な相談窓口で相談に応じていることを、全ての児童・生徒に周知します。